

低所得妊婦の初回産科受診助成金のご案内

令和7年4月から、低所得の妊婦の経済的な負担を減らし、必要な支援につなげるため、妊娠判定判定を受けるための初回産科受診料を助成します。

○対象者

次のすべての項目に該当する方（申請者は妊婦本人）

- ・初回の産科受診日に東温市に住民票がある
- ・市販の妊娠検査薬で陽性反応を確認した
- ・住民税非課税世帯に属する又は同等の所得水準
※同等の所得水準：災害・失業等のため家計の状況に急変があった、及び家庭の事情により経済的な援助が受けられない方
- ・世帯課税状況を確認すること及び支援に必要な情報を関係機関と市が共有することに同意する

○助成額

初回産科受診1回あたり上限1万円

受診における妊娠判定に係る診察、尿検査及び超音波検査に要した額

※医療機関が必要と判断した場合に限る

※保険適用に係る額及び妊娠していない場合は対象外

○申請方法

【受診票を使用して受診する方】

- ①窓口にて産科受診について相談し、利用申請書を提出
- ②検査対象であることを確認後、担当から受診票兼結果報告書を交付
- ③受診票を医療機関へ持参し、初回の産科受診をする
※受診票の使用期限は、受診票交付日から3か月以内

申請時に必要なもの

- ・本人確認書類
（免許証、マイナンバーカード、その他顔写真付きのものがない場合は健康保険証、通帳等2点）

【すでに妊娠判定のために受診をした方】

- ①窓口にて産科受診について相談し、交付申請書兼請求書を提出
- ②助成の可否について、1か月を目安に担当から通知
※初回産科受診日から6か月以内に申請が必要

申請時に必要なもの

- ・領収書原本及び診療明細書
- ・振込口座の通帳もしくはキャッシュカードの写し

※以下該当する方のみ

- ・世帯全員の非課税証明書（東温市で課税状況が確認できない方）
令和7年6月までに受診した方で令和6年1月1日に東温市以外に住民票があった方
令和7年7月以降に受診した方で令和7年1月1日に東温市以外に住民票があった方
- ・直近の収入状況がわかる書類（非課税世帯と同等所得水準の方）

〈問い合わせ先〉

〒 791-0211 東温市見奈良490番地1 東温市総合保健福祉センター内
東温市こども家庭センター
電話番号 089-964-4407（1階） 089-964-4450（3階）

